

神奈川県

E V 急速充電設備整備費補助金

補助事業実施の手引

(令和 7 年度版)

〈注意事項〉

- 補助事業の実施に当たっては、土地の規制に関する法令、土地使用の権原など、法令の順守及び関係者との権利関係の処理を補助事業者の責任において適切に行ってください。充電設備の整備後に土地の使用権原がなく充電設備を撤去する場合には、補助事業者に対して補助金の返還を求める場合があります。
- 国の補助金を受ける場合、交付申請時又は実績報告時に国の交付決定通知書の写しを添付してください。
- 県の交付決定より前に、E V 急速充電設備の設置工事に着工した場合は、補助金交付の対象となりません。
- 審査には 1 か月以上かかることがあります。申請書は、補助事業の着手予定日の 1 か月以上前に提出してください。
- 補助事業は令和 8 年 3 月 24 日（火）までに完了し、完了日の翌日から起算して 2 か月以内又は令和 8 年 3 月 24 日（火）のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください。

— 目次 —

はじめに	3
令和6年度からの主な変更点	3
1 補助の概要	4
2 補助事業の実施の流れ	4
3 補助の内容	5
3－1 補助対象者	5
3－2 補助対象設備	5
3－3 補助対象経費	7
3－4 補助額	12
4 交付申請	12
4－1 受付期間	12
4－2 補助事業の着手	13
4－3 申請方法	13
4－4 提出書類	14
4－5 申請に当たっての留意事項	19
5 交付・不交付の決定	20
6 補助事業の実施	20
6－1 実施状況の確認	20
6－2 事業計画の変更	21
6－3 事業計画の中止・廃止	21
6－4 補助事業の実施に当たっての留意事項	21

— 目次（続き） —

7	補助事業の完了	・ ・ ・ ・ ・ 22
8	実績報告	・ ・ ・ ・ ・ 22
8－1	実績報告書の提出期限	・ ・ ・ ・ ・ 22
8－2	報告方法	・ ・ ・ ・ ・ 22
8－3	提出書類	・ ・ ・ ・ ・ 23
8－4	実績報告に当たっての留意事項	・ ・ ・ ・ ・ 27
9	補助金の交付	・ ・ ・ ・ ・ 28
9－1	補助対象設備の管理	・ ・ ・ ・ ・ 28
9－2	補助対象設備の処分	・ ・ ・ ・ ・ 28
9－3	補助対象設備の広報	・ ・ ・ ・ ・ 29
10	問合せ先	・ ・ ・ ・ ・ 29
別紙	県の補助を受けている旨のラッピング等を実施する場合について	・ ・ ・ 30

はじめに

この手引で使用される用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
E V 急速充電設備	電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車（E V）に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 50kW以上 の設備であって、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいいます。
経済産業省補助金	経済産業省が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターが実施するE V充電インフラの整備に関して交付する補助金のことをいいます。 ＜参考＞経済産業省補助金（充電インフラ）の案内ページ https://www.cev-pc.or.jp/#no02
要綱	「神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱」のことをいいます。
要領	「神奈川県E V急速充電設備整備費補助金実施要領」のことをいいます。
手引	「神奈川県E V急速充電設備整備費補助金 補助事業実施の手引」（この手引）のことをいいます。
補助事業	県内の商業施設、宿泊施設、給油所、道の駅、事業所、工場、マンション、公共施設等に公共用等のE V急速充電設備を整備する事業のことをいいます。
電子申請システム	e-kanagawa電子申請システムのことをいいます。

令和6年度からの主な変更点

- ・ 本補助金におけるE V急速充電設備を **50kW 以上**の設備としました。（3 ページ）
- ・ 補助対象設備の要件(8)～(10)を追加しました。（6 ページ）
- ・ **補助対象経費を整理**しました。（7～11 ページ）
- ・ 書類の提出方法を郵送から**電子申請**に変更しました。（13、22 ページ）
- ・ 補助対象設備に係る広報の規定を設けました。（29 ページ）

1 補助の概要

新規（追加）又は入替で公共用等（※）のEV急速充電設備を整備する場合に、経費の一部を補助します。

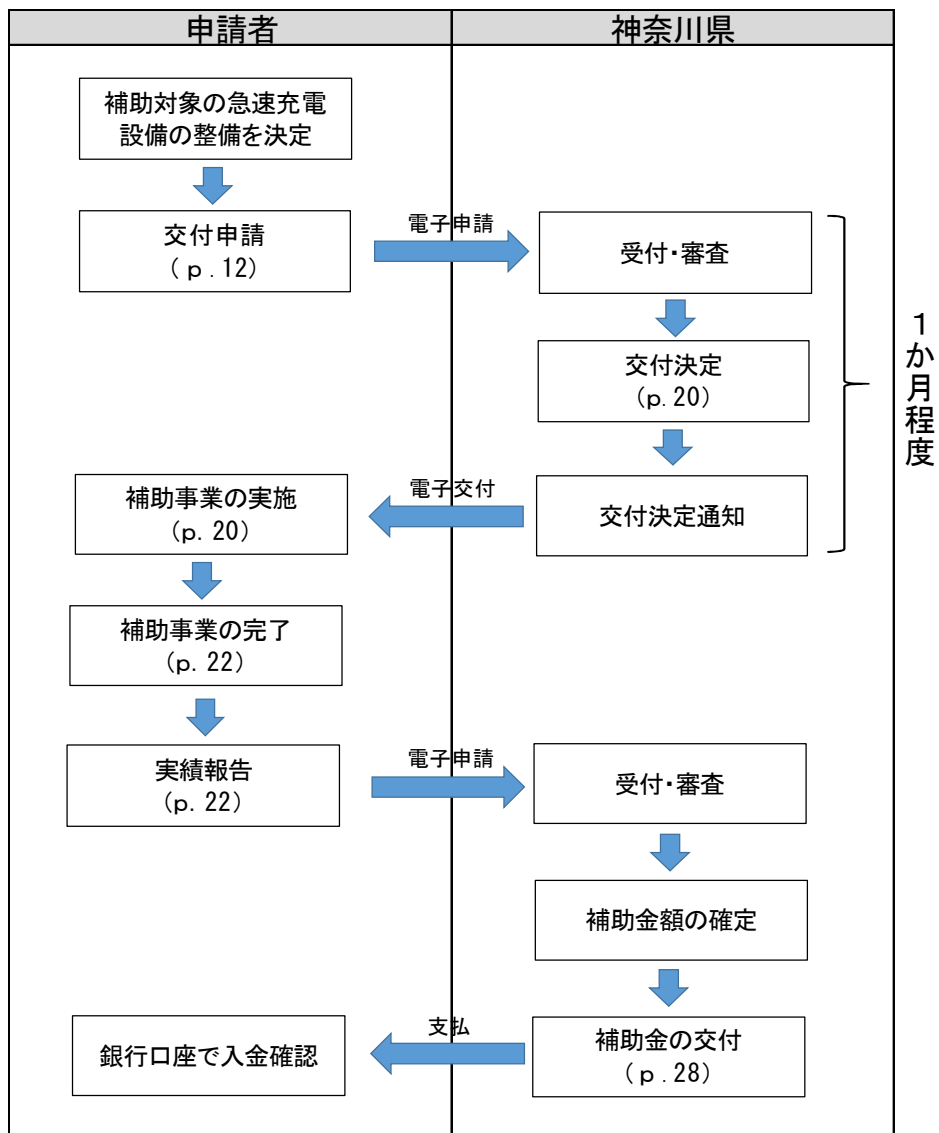
※ 路線バス事業、乗合タクシー事業、ハイヤー・タクシー事業の事業所において運送事業用車両用のEV急速充電設備を整備する場合は、公共用であることを要件としません。

詳しくは「3-2 補助対象設備」を確認してください。

○ 予算

1 億 4,000 万円

2 補助事業の実施の流れ



3 補助の内容

3-1 補助対象者

補助対象設備（次項を参照）であるE V急速充電設備の所有者となる個人事業者、法人（※）、県内地方公共団体です。

※ 管理組合法人を含みます。国及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人は除きます。

・次に該当する場合は、各要件を満たす必要があります。

要件
● E V急速充電設備をリースにより整備する場合は、下記の要件を全て満たすこと。 (1) E V急速充電設備の使用者（リース先）の同意を得てリース事業者と使用者（リース先）が補助事業者になること。 (2) リース事業者が補助金の申請及び報告（補助事業の変更及び中止・廃止の承認申請を含む。）を行い、補助金の交付を受けること。 (3) 補助金相当額が補助事業で導入する E V急速充電設備の使用者（リース先）に還元されるようにすること。 (4) リース契約期間が財産処分制限期間（5 年）以上であること。 ● 共有している土地に E V急速充電設備を整備する場合は、共有者の全員の同意を得ること。 ● E V急速充電設備の整備に係る経費を複数の事業者で負担する場合は、事業者の全員の同意を得て全員が補助事業者になること。 その場合、補助事業者のうち E V急速充電設備の所有者となる者のいずれか一者が補助金の申請及び報告（補助事業の変更及び中止・廃止の承認申請を含む。）を行うこと。

3-2 補助対象設備

県内に新規（追加）又は入替で整備する公共用等の E V急速充電設備が対象です。

- ・整備する場所は、県内の商業施設、宿泊施設、給油所、道の駅、事業所、工場、マンション、公共施設、バス・タクシーの事業所等です。
- ・補助対象設備は、次の要件を全て満たす必要があります。
（路線バス事業、乗合タクシー事業、ハイヤー・タクシー事業の事業所に整備する場合は、次の要件のうち(1)～(3)、(9)及び(10)を満たす必要があります。）

設備の要件
(1) 経済産業省補助金、その他の国の補助金の交付対象（※１）となるE V急速充電設備であること。
(2) 未使用品であること（中古品又は新古品ではないこと。）。
(3) 補助事業者が、E V急速充電設備を設置する土地の使用権原を有していること（借地の場合は、土地の使用許諾及びE V急速充電設備を設置することの許諾を取り、許諾を証する書類の提出が可能であること。）。
(4) E V急速充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
(5) E V急速充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。（※２）
(6) E V急速充電設備の充電場所を示す案内板を当該施設の入入口、幹線道路に面した場所等、人目につきやすい場所に設置すること。
(7) E V急速充電設備の利用を会員制により行う場合は、非会員であっても何らかの方法により利用可能とすること。
(8) E V急速充電設備のラッピング等にあつては、県の補助を受けている旨を示すように努めること。（※３）
(9) 指定管理業務の範囲である事業で整備するE V急速充電設備ではないこと。
(10) 他の取引との相殺払い、電子手形その他の手形による支払及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売並びにローン契約等により整備するE V急速充電設備ではないこと。

※１ 経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表等を参照してください。
（最新の情報は経済産業省補助金のホームページ等を確認してください。）

※２ 時間貸し駐車場等における駐車料金の徴収は可とします。

※３ 県の補助を受けている旨が分かるラッピング等であれば、デザイン・工法は問いません（必須の要件ではありません。）。

* 県の補助を受けている旨のラッピング等の詳細は、別紙（30ページ）を確認してください。

・充電設備の利用可能時間については、なるべく長時間（可能であれば24時間）利用できるようにしてください（必須の要件ではありません。）。

3-3 補助対象経費

EV急速充電設備の設備費と設置工事費に係る経費です。

- ・ 値引きがある場合は、値引き後の金額です。
- ・ 消費税及び地方消費税は含みません。
- ・ **設置工事費と認められる費用**は、次のとおりです。

(※) 区分は、経済産業省補助金の工事項目（申告額の計上項目先番号）です。

区分 (※)	対象工事	内容
A1	基礎・据付工事	充電設備本体等を固定する基礎および据付工事 ● 基礎工事にかかる材料費、労務費（コンクリート基礎、金属架台、アンカー固定、ビス等で固定） ● 据付にかかる材料費、労務費 ● 充電設備設置にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む） ※充電設備等の基礎コンクリート強度試験等は含まない。
A2	搬入・運搬工事	充電設備本体等を搬入・運搬する費用 ● 設置場所までの搬入、運搬費 ※資機材運搬や付帯設備等の搬入・運搬は含まない。
A3	電気配線工事	充電設備本体等を稼働させるために必要な電気配線工事 ● 充電設備専用のケーブル、アース線（幹線含む）の部材費、労務費
A3	通信線工事	高機能充電設備等で必要な通信線工事 ● 通信線の配線工事にかかる部材費、労務費 ※通信用のWi-Fiユニット等は含まない。
A3	配管工事	電気配線工事のケーブル、アース線の保護等に必要な配管工事 ● 配管（金属製、合成樹脂製）工事にかかる部材費、労務費 ※将来用の配管部材等は含まない。
A3	ブレーカー工事	充電設備本体等を稼働させるために必要なブレーカー工事 ● ブレーカー設置にかかる部材費、労務費 ※充電設備等専用以外の設備負荷が接続されるブレーカー等は含まない。
A3	開閉器盤設置工事	ブレーカー等を収納するための盤の筐体費用 ● 筐体（金属製、合成樹脂製）設置にかかる部材費、労務費 ● 自立式の開閉器盤を設置する場合は、基礎工事にかかる材料費、労務費 ※充電設備等専用以外の用途がある場合や過大なサイズの開閉器盤は含まない。

区分	対象工事	内容
A3	掘削・埋設工事	配線工事にかかる掘削、埋設工事 ● アスファルトや土、砂利等の材料費 ● 掘削、埋設および埋戻しにかかる労務費 ● 掘削、埋設工事にかかる重機のレンタル費、回送費（損料含む） ※充電設備等以外が含まれる場合や駐車スペースのアスファルト舗装等は含まない。
A3	建柱工事	引込や架空配線をするために必要な電柱工事 ● 電柱設置にかかる部材費、労務費 ● 装柱材、支持材の部材や根枷等の材料費、労務費 ● 柱の搬入、運搬費 ● 高所作業車、建柱車等のレンタル費、回送費（損料含む） ※充電設備等専用以外の用途の配線の中継する柱等は含まない。
A3	デマンド工事	設置する施設等の契約電力を超えないようデマンドを監視し、コントロールする機能をもった機器（原則、既製品）を設置する工事 ● デマンドコントロールの機器本体費および設置にかかる部材費、労務費 ※別売モニターや外部プリンターなどのオプション、機能が監視のみの機器や充電設備本体以外を制御する機器等は含まない。
A3	課金デバイス工事	使用料を徴収する機能を持った機器（原則、既製品）を設置する工事 ● 課金デバイスの機器本体費および設置にかかる部材費、労務費 ※別売モニターや外部プリンターなどのオプション、充電設備本体の改造等は含まない。
A3	ハンドホール設置工事	長距離を埋設配線するために必要なハンドホール工事 ● ハンドホール設置にかかる部材費、労務費 ● 掘削、埋設工事の材料費、労務費 ● ハンドホールの搬入、運搬費 ● ハンドホール設置にかかる重機のレンタル費、および回送費（損料含む） ※充電設備等以外の配線があるハンドホールは含まない。
A3	その他工事	電気配線の敷設（配線ルートの確保）に関する上記以外の工事 ※対象外工事に該当する場合は含まない。

区分	対象工事	内容
A4	高圧受変電設備設置工事	充電設備に必要な電力量のみを確保する目的で増設または新設される高圧受変電設備の設置工事 ● 高圧受変電設備の設置にかかる部材費、労務費 ● 高圧受変電設備の基礎工事にかかる材料費、労務費 ● 主任技術者立会、試験費等にかかる費用 ● フェンスの設置にかかる部材費、労務費 ※変圧器の交換工事、施設全体への電力供給を担う高圧受変電設備や充電設備等との関連性が確認できない高圧受変電設備等は含まない。
A5	特別措置に基づく受電工事費	充電設備を設置する際に、「同一敷地内電力複数契約を可能とする特別措置」に基づく申請をした場合に、電力会社が申請者等に請求する工事負担金 ※電力会社が発行した請求書に記載された負担金以外の費用は含まない。
A6	案内板設置工事	充電設備が設置されていることを、公道を走る電気自動車等の運転者に告知することを目的とする案内板設置工事 ● 案内板の設置にかかる部材費、労務費 ● 案内板を設置するための基礎工事の材料費、労務費 ※デザインは東京電力登録商標（*）に限る。 ※公道に面する入口以外に設置する誘導板、充電設備の使用方法を記載した案内板、特定の充電インフラ会社等のPR板、充電設備に関係のないPR板、ガラスに貼付するシートタイプの案内板、パイロン仕様等の可動式案内板等は含まない。
A7	ライン引き工事	充電スペースに新たに引くライン引き工事 ● 充電スペースのライン引きにかかる材料費、労務費 ● 既存のライン消しが必要な場合のライン消し工事 ● 待機スペースのライン引き工事 ※駐車スペースの枠に関係のないゼブラ線等は含まない。
A8	路面表示工事	充電スペース内に設置する「充電場所」であることの視認性を高める路面表示・塗装工事 ● 路面表示の設置または路面表示および塗装にかかる部材費、労務費 ※デザインは東京電力登録商標（*）に限る。 ※充電スペース外の路面塗装等は含まない。
A9	屋根設置工事	充電設備等および充電スペースを雨等から保護する屋根の設置工事 ● 屋根の本体費および設置にかかる部材費、労務費 ● 屋根を設置するための基礎工事の材料費、労務費 ※充電設備等を保護していない屋根等は含まない。

* 東京電力登録商標については、東京電力のホームページ等を確認してください。

https://www.tepco.co.jp/info/c_point-j.html

区分	対象工事	内容
A10	小屋設置工事	充電設備等を豪雪等から保護する小屋の設置工事 ● 小屋の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ● 小屋を設置するための基礎工事の材料費、労務費 ※小屋内部に設置されるヒーター等の備品等は含まない。
A11	防護用部材設置工事	充電設備等を保護するU字型・I型防護用部材の設置工事 ● 防護用部材の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ● 防護用部材を設置するための基礎工事の材料費、労務費 ※プラスチック製およびゴム製のボール、駐車場侵入防止のバリカーやチェーン、車止め等は含まない。
A12	電灯設置工事	充電設備および充電スペースを照らす目的で設置する電灯の設置工事 ● 電灯の本体費および設置工事にかかる部材費、労務費 ● 電気配線にかかる部材費、労務費 ※華美な電灯や太陽光発電機で稼働する電灯等は含まない。
A13	雑材・消耗品、養生費	● テープ、ドリルの刃など、雑材・消耗品等の費用 ● 養生にかかる費用 ※交通運搬費や廃材処分費等は含まない。
A14	図面作成費	● 設置場所見取図や電気系統図等の作成にかかる費用 ※竣工図面等の作成費等は含まない。
A15	レイアウト検討費	● 設置場所への充電設備の設置・配置に関する検討にかかる費用 ※諸経費等にかかる費用は含まない。
A16	電力会社立会・協議費	● 特別措置における電力会社との協議、立会等にかかる費用 ※電力会社への申請手続費用や特別措置以外の契約にかかる費用等は含まない。
A17	安全誘導員費	● 設置工事期間中に発生する施設利用者および歩行者等に対する安全管理の目的で配置する安全誘導員の労務費 ※現場作業内の安全対策にかかる費用等は含まない。
A18	停電回避費	● 設置工事期間中に当該工事のために生じる停電を回避するために必要となる発電機のレンタル費および回送費（損料含む） ※工事に必要な電源を確保するための発電機等の費用等は含まない。
A19	充電スペース造成費	● 充電スペースを新たに造成するために必要な材料費、労務費 ※既設の駐車スペースを充電スペース用に工事する費用や既存の駐車スペースの路面をアスファルトに舗装する工事費用等は含まない。
A20	現場監督等の労務費	● 現場監督費・世話役等の労務費 ※現場管理費・現場監理費・諸経費等の現場監督費等以外の項目は含まない。
-	その他	● その他知事が必要と認める経費

- ・ 次の費用は補助対象経費から除きます。

対象外
● 他用途（充電設備以外）に利用するための部材費、労務費（将来用の配線配管等、充電設備以外の工事内容を含んだ工事） ● 充電設備等の稼働試験、電気自動車等のレンタル費用 ● 非常用に設置する予備用コンセント ● 監視カメラ等の防犯システム、消火器等の防災設備 ● 既設駐車スペースのアスファルト舗装（駐車スペースがアスファルトでない場合） ● 既設充電設備の撤去や移設、処分等にかかる費用 ● その他既存物の撤去や移動、処分等にかかる費用 ● 新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤等を設計変更して充電設備を設置する場合、当該分電盤およびそれに伴う幹線の変更 ● 一般管理費、現場管理費・共通仮設費の全部または一部 ● 写真管理費、客先協議費、申請手続代行費 ● 除雪費等 ● その他知事が対象外と認める経費

- ・ 補助事業者（※）と次のいずれかの関係にある会社から調達する場合は、利益等を除いた金額とします。他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。

(1) 補助事業者自身 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業 (3) 補助事業者の関係会社（上記以外）
--

※ E V急速充電設備をリースにより整備する場合は、リース事業者と使用者（リース先）の両者をいいます。E V急速充電設備の整備に係る経費を複数の事業者で負担する場合は、事業者全員をいいます。

3-4 補助額

1 基当たりにつき次の(1)から(3)のうちいずれか低い額です。(千円未満は切捨て)

(1) 補助対象経費に3分の1を乗じた額

(2) 整備方法の区分別の補助上限額

整備方法の区分	出力	補助上限額
新規（追加）	50kW以上	200万円
入替		100万円

(3) 補助対象経費から国の補助金等の金額（※）を控除した額

※国の補助金等について

- ・ 名称のいかんを問わず補助金相当と認められるものをいいます。
- ・ 設備費のみを補助対象経費として申請する（設置工事費を対象経費に計上しない）場合は、国の補助金等の補助額のうちE V急速充電設備の設備費に相当する金額とします。
- ・ 国の交付決定を受ける前に県へ交付申請する場合は、国の補助金等の交付申請（予定）額としてください。

注意事項

県の交付決定後に補助額を増額することはできません。
十分申請内容を精査して申請してください。

4 交付申請

4-1 受付期間

受付期間

令和7年4月25日（金）から令和7年12月26日（金）（必着）まで

- ・ 補助事業の着手の予定日の1か月以上前に申請書を提出してください（着手に当たる行為については「4-2 補助事業の着手」を確認してください。）。
- ・ 審査に1か月以上かかることがあります。書類に不備等がある場合はさらに時間がかかります。余裕をもって交付申請してください。

- ・ 経済産業省補助金などの国の補助金等を受ける場合でも、国の交付決定の前に県へ交付申請することができます。国の補助金等の交付決定通知書の写しを交付申請時又は実績報告時に提出してください。
- ・ 受付期間中であっても、予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。
- ・ 予算額の終了時点で複数の交付申請があったときは、抽選（くじ引き方式）で交付対象とする申請を選定する場合があります（審査は別途行います。）。
- ・ 受付状況及び抽選の詳細は、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金のホームページ（※）上でお知らせします。

※ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/quick-charge.html>

4－2 補助事業の着手

次の行為をいいます。

補助事業の着手に当たる行為

E V急速充電設備に係る設置工事の着工

- ・ 設置工事の具体例は、「3－3 補助対象経費」の設置工事の表を参照してください（補助対象となる設置工事（搬入・運搬工事を除く。）が、着工に当たる行為です。）。
- ・ 当該工事費を補助対象経費として申請していない場合でも、補助対象となる設置工事（搬入・運搬工事を除く。）のいずれかの着工が補助事業の着手に当たります。

4－3 申請方法

電子申請システムにより提出してください。

（持込みでの提出は受け付けません。）

■提出先（電子申請システム）

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=97252

4-4 提出書類

提出する書類は次のとおりです。次表で提出が必要な書類を確認して提出してください。

No.	提出書類	申請者			
		個人事業者	法人	リース事業者	路線バス、タクシー事業者
1	神奈川県E V急速充電設備整備費補助金交付申請書（別表2第1号様式）	○	○	○	○
2	神奈川県E V急速充電設備整備費補助金事業計画書（別表2第1号様式別紙1）	○	○	○	○
3	見積書の写し	○	○	○	○
4	E V急速充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類	△	△	△	△
5	E V急速充電設備等の仕様が確認できるもの	○	○	○	○
6	申請者等の確認書類	○	○	○	○
7	役員等氏名一覧表（別表2第1号様式別紙2）	－	○	○	○
8	土地の使用権原の確認書類 （土地の登記事項証明書 又は 土地の使用及びE V急速充電設備の設置に関する許諾書）	○	○	○	○
9	工事着工前の要部写真	○	○	○	○
10	設計図面（※）	○	○	○	○
11	国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し又はこれに代わるもの	－	－	－	○
12	E V急速充電設備の設置が管理組合法人の決定によることを明らかにする書類	－	△	－	－
13	共同申請同意書（別表2第1号様式別紙3）	－	－	○	－
14	共同負担事業に関する同意書（別表2第1号様式別紙4）等	△	△	△	△
15	利益等の排除に関する書類	△	△	△	△
16	その他知事が必要と認める書類	△	△	△	△

○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの

※ 設備費のみ申請する場合は「設置場所見取図」のみ、
設置工事費を申請する場合は「設置場所見取図」及び「電気系統図」を提出

- ・ 申請書の様式は、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金のホームページ（※）からダウンロードしてください。

※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/quick-charge.html>

(1) 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金交付申請書（別表2第1号様式）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(2) 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金事業計画書（別表2第1号様式別紙1）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(3) 見積書の写し

E V急速充電設備の本体の調達と設置工事を別の事業者依頼する場合は、それぞれの見積書の写しを提出してください（設備費のみを申請する場合は、本体の調達に係る見積書の写しのみで可とします。）。

- ・見積書等からE V急速充電設備の設備費と設置工事費の内訳が確認できない場合は(4)も提出してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(4) E V急速充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類

E V急速充電設備の設備費と設置工事費の内訳が確認できる書類を提出してください（設備費のみを申請する場合は、設備費の内訳のみで可とします。）。

- ・(3)の書類から内訳が確認できる場合は提出不要です。
- ・適当な書類がない場合は、任意の様式に必要事項を記載してください。

(5) E V急速充電設備等の仕様が確認できるもの

申請内容に応じて、次の書類を提出してください。

申請内容	提出書類
E V急速充電設備	・経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表（※）の該当設備が記載されたページを抜粋したもの ・入替の場合は、上記に加えて、既設のE V急速充電設備のメーカー名、型式が分かる保証書の写し又はこれに代わるもの
付帯設備（屋根、小屋、充電設備等保護用部材、電灯）、デマンドコントローラー及び課金デバイス	メーカー名、型式、価格、仕様が分かるカタログや仕様書等

※ 経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表等を参照してください。
（最新の情報は経済産業省補助金のホームページ等を確認してください。）

(6) 申請者等の確認書類

申請者等の区分によって次の書類を提出してください。

申請者等の区分	提出書類
個人事業者	運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード（表面）のいずれかの写し又は住民票の写し（※）
法人	現在事項若しくは履歴事項証明書（※） 又はこれに代わるもの
リース事業者	・申請者（リース事業者）に関する上記の書類 ・使用者（リース先）に関する上記の書類

※ 発行日から3か月以内の原本又は写しを提出してください。
（登記情報提供サービスから出力したものは不可）

(7) 役員等氏名一覧表（別表2第1号様式別紙2）

申請者が法人の場合、又は申請者がリース事業者で使用者（リース先）が法人の場合は、記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(8) 土地の使用権原の確認書類

土地の区分によって次の書類を提出してください。

土地の区分	提出書類
補助事業者のみが所有者である土地	土地の登記事項証明書（※1）
補助事業者と第三者の共有地	土地の使用及びE V急速充電設備の設置に関する許諾書又はこれに代わるもの（※2）
借地 （補助事業者が所有権を有さない土地）	

※1 発行日から3か月以内の原本又は写しを提出してください。
（登記情報提供サービスから出力したものは不可）

※2 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

- ・E V急速充電設備を財産処分制限期間（5年）以上設置することの許諾を土地所有者から得たうえで申請してください。

(9) 工事着工前の要部写真

次の写真を全てカラーで提出してください。

提出が必要な要部写真	
ア	E V急速充電設備を設置予定の充電スペース全景写真 (入替の場合は、既設のE V急速充電設備の充電スペース全景写真)
イ	E V急速充電設備の本体の設置予定場所(別体の課金デバイスや電源部がある場合は、これらの設置予定場所)の写真 (入替の場合は、既設のE V急速充電設備の本体の設置場所(別体の課金デバイスや電源部がある場合は、これらの設置場所)の写真)
ウ	公共用の場合は、案内板の設置予定場所の写真 (既設の案内板がある場合は、公道からの全景写真)
エ	入替の場合は、既設のE V急速充電設備の銘板写真(別体の課金デバイスや電源部がある場合は、これらの銘板写真)
オ	充電スペースを造成する場合は、充電スペースの造成予定場所の写真

- ・何について撮影した写真であるか判別できるよう、写真には、撮影項目の名称(充電スペース全景、E V急速充電設備の設置予定場所、既設E V急速充電設備の銘板など)を付してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(10) 設計図面

次の図面を提出してください。

提出が必要な設計図面	
ア	設置場所見取図
イ	電気系統図

- ・設置工事費を申請しない場合は、アの図面のみ提出してください。
- ・経済産業省補助金の記載例(※)にある「記載が必要な内容」が分かるように作成してください。

※「設置場所見取図」の記載例

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6-R7/R6-R7_juden_tenpu_koufu_mitori.pdf

※「電気系統図」の記載例

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6-R7/R6-R7_juden_tenpu_koufu_keitou.pdf

(11) 国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し又はこれに代わるもの
路線バス事業、乗合タクシー事業、ハイヤー・タクシー事業の事業所に整備
する場合は、提出してください。

- ・道路運送法第4条第1項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類がない場合は、運輸局から証明を受けた「証明願」を提出してください。

(12) E V急速充電設備の設置が管理組合法人の決定によることを明らかにする書類
申請者が管理組合法人の場合は、提出してください。

(13) 共同申請同意書（別表2第1号様式別紙3）

申請者がリース事業者の場合は、記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(14) 共同負担事業に関する同意書（別表2第1号様式別紙4）等

E V急速充電設備の整備に係る経費を複数の者で負担する場合は、次の書類を提出してください。

提出が必要な書類
● 共同負担事業に関する同意書（別表2第1号様式別紙4） ● 全ての共同負担者に関する「(6) 申請者等の確認書類」に記載の書類

(15) 利益等の排除に関する書類

補助事業者と次のいずれかの関係にある会社から調達する場合は、補助対象経費（「3-3 補助対象経費」を参照）が利益等を排除した金額であると分かる書類を提出してください。

- 補助事業者自身
- 100パーセント同一の資本に属するグループ企業
- 補助事業者の関係会社（上記以外）

※他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。

※経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(16) その他知事が必要と認める書類

必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

- 経済産業省補助金などの国の補助金等を受ける場合で、交付決定額が決まっているときは、「国の補助金等の交付決定通知書の写し」を提出してください。
- 「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にてEV急速充電設備を整備する場合で、補助対象経費として「特別措置に基づく受電工事費」や「電力会社立会・協議費」を申請するときは、電力会社に提出し受領された当該契約の「申込書」及び電力会社が発行した「請求書」の写しを提出してください。
「申請書」や「請求書」の写しを申請時に提出できない場合は、電力会社との協議結果に基づく見込額等が分かる書類でも可とします。
- 「公道」に整備する場合は、管轄している警察署から道路使用許可を得ていることを証する書類及び道路を管理している地方公共団体から道路占用許可を得ていることを証する書類を提出してください。
財産処分制限期間（5年）以上設置することについては、それについて協議したことが分かるものを提出してください。
- 「時間貸し駐車場」に整備する場合は、時間貸し駐車場であることを証する表示（料金看板）の写真を提出してください。
- 県の補助を受けている旨のラッピング等を実施する場合で、デザインに「かながわキンタロウ」や「Kanagawa-Ken」の使用を希望するときは、利用に関する要綱等を確認のうえ、別紙（30 ページ）に記載した必要書類を提出してください。

4-5 申請に当たっての留意事項

- ・ 交付申請書類一式を控えとして保管してください。
- ・ 提出された交付申請書類の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正する場合があります。

5 交付・不交付の決定

提出のあった交付申請書類を審査し、補助金の交付の可否について決定した上で、申請者に電子申請システムで通知します。

- ・ 交付決定通知は事業終了後も必要となります。大切に保管してください。

6 補助事業の実施

補助事業は、交付決定通知を受領（電子申請システムからダウンロード）した後
に、通知に記載された内容に従って実施してください。

注意事項

交付決定通知の受領前に補助事業の着手に当たる行為（詳しくは「4－2 補助事業の着手」を確認してください。）を行った場合は、補助金を交付できません。

- ・ 次の場合には、速やかに県に報告し、その指示を受けてください。

- | |
|---|
| ア 補助事業が交付申請書に記載した事業完了予定日までに完了する見込みのない場合 |
| イ 補助事業が交付申請書に記載した事業完了予定日までに完了しない場合 |
| ウ 補助事業の遂行が困難となった場合 |

6－1 実施状況の確認

県が補助金の交付決定をした後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

6-2 事業計画の変更

県が補助金の交付決定をした後に、補助事業の内容を変更しようとする場合で、交付決定額（交付決定通知に記載された補助金額）にその20%を超える影響を及ぼす（減額となる）ときは、速やかに次の書類を提出してください。

計画の変更時に提出が必要な書類
● 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金変更承認申請書（別表2第4号様式） ● 変更承認共同申請同意書（別表2第4号様式別紙1）※1 ● 共同負担事業に関する変更承認申請同意書（別表2第4号様式別紙2）※2 ● 変更内容が確認できる書類

※1 申請者がリース事業者の場合

※2 E V急速充電設備の整備に係る経費を複数の事業者で負担する場合

・ 交付決定額の20%を超える減額が生じない場合は、提出不要です。

6-3 事業計画の中止・廃止

県が補助金の交付決定をした後に、補助事業を中止・廃止しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

計画の中止・廃止時に提出が必要な書類
● 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金中止・廃止承認申請書（別表2第7号様式） ● 中止・廃止承認共同申請同意書（別表2第7号様式別紙1）※1 ● 共同負担事業に関する中止・廃止承認申請同意書（別表2第7号様式別紙2）※2

※1 申請者がリース事業者の場合

※2 E V急速充電設備の整備に係る経費を複数の事業者で負担する場合

6-4 補助事業の実施に当たっての留意事項

土地の規制に関する法令、土地所有の権原など、法令の順守及び関係者との権利関係の処理を申請者の責任において適切に行ってください。

・ 次に該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。 - ウ 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。 - エ 補助事業の実施に関して、不正、怠慢その他の不適当な行為を行ったとき。

7 補助事業の完了

次の3つが全て完了することをいいます。

- ア EV急速充電設備の設置工事の完了
- イ EV急速充電設備の引渡し
- ウ 代金支払の完了

- ・ 補助事業は令和8年3月24日（火）までに完了しなければなりません。

8 実績報告

8-1 実績報告書の提出期限

次のいずれか早い日までです。

- ア 補助事業が完了した日の翌日から起算して2か月以内
- イ 令和8年3月24日（火）（補助事業完了の期限と同日です。御注意ください。）

- ・ 実績報告書類は提出期限までに不備のない状態で提出してください。
- ・ 提出期限が、県の休日に当たる場合は、その休日の前日までに提出してください。

8-2 報告方法

電子申請システムにより提出してください。

（持込みでの提出は受け付けません。）

■提出先（電子申請システム）

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=97255

8-3 提出書類

提出する書類は次のとおりです。次表で提出が必要な書類を確認して提出してください。

No.	提出書類	実績報告者			
		個人事業者	法人	リース事業者	路線バス、タクシー事業者
1	神奈川県E V急速充電設備整備費補助金実績報告書（別表2第10号様式）	○	○	○	○
2	神奈川県E V急速充電設備整備費補助金事業結果報告書（別表2第10号様式別紙1）	○	○	○	○
3	振込先口座情報の確認書類	○	○	○	○
4	E V急速充電設備のリースに係る契約書の写し	—	—	○	—
5	発注書の写し	○	○	○	○
6	請求書（内訳書含む。）の写し	○	○	○	○
7	E V急速充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類	△	△	△	△
8	領収書の写し、金融機関発行の振込証等	○	○	○	○
9	設置完了証明書（別表2第10号様式別紙2）	○	○	○	○
10	完成後の要部写真	○	○	○	○
11	完成後の図面（※）	○	○	○	○
12	E V急速充電設備の保証書	○	○	○	○
13	国の補助金の交付決定通知書の写し	△	△	△	△
14	その他知事が必要と認める書類	△	△	△	△

○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの

※ 設備費のみ申請する場合は「設置場所見取図」のみ、
設置工事費を申請する場合は「設置場所見取図」及び「電気系統図」を提出

- ・ 報告書の様式は、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/quick-charge.html>

(1) 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金実績報告書（別表2第10号様式）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(2) 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金事業結果報告書（別表2第10号様式別紙1）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(3) 振込先口座情報の確認書類

通帳の写しなど、次の事項が確認できる書類を提出してください。

- ア 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）
- イ 金融機関名・店名（金融機関コード含む）
- ウ 預金の種類
- エ 口座番号

- ・ 申請者名義の口座に限ります。
- ・ ネットバンク等で通帳がない場合は、上記の事項を確認できる照会画面やキャッシュカード等の写しも可とします。

(4) E V急速充電設備のリースに係る契約書の写し

申請者がリース事業者の場合は、提出してください。

- ・ 補助金相当額を使用者に還元していることが確認できるものを提出してください。

(5) 発注書の写し

E V急速充電設備の本体の調達と設置工事を別の事業者に依頼した場合は、それぞれの発注書の写しを提出してください（設備費のみを申請する場合は、本体の調達に係る発注書の写しのみで可とします。）。

- ・ 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(6) 請求書の写し

E V急速充電設備の本体の調達と設置工事を別の者に依頼した場合は、それぞれの請求書の写しを提出してください（設備費のみを申請する場合は、本体の調達に係る請求書の写しのみで可とします。）。

- ・ 請求書等からE V急速充電設備の設備費と設置工事費の内訳が確認できない場合は(7)も提出してください。
- ・ 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(7) EV急速充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類

EV急速充電設備の設備費と設置工事費に係る経費の内訳が確認できる書類を提出してください（設備費のみを申請する場合は、設備費の内訳のみで可とします。）。

- ・ (6)の書類から内訳が確認できる場合は提出不要です。
- ・ 適当な書類がない場合は、任意の様式に必要事項を記載してください。

(8) 領収書の写し、金融機関発行の振込証等

補助事業に係る全額の支出を証する書類の写しを提出してください（設備費のみを申請する場合は本体の調達に係る領収書の写し等のみで可とします。）。

- ・ 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。
- ・ 印紙税法（昭和42年法律第23号）の適用を受ける領収書は、印紙が貼られているものの写しに限ります。
- ・ インターネット等による振込の場合は金融機関発行の支払完了を証する書類を提出してください。WEB取引の場合は送金が完了したことを示す照会画面等の写しを提出してください。

(9) 設置完了証明書（別表2第10号様式別紙2）

記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(10) 完成後の要部写真

次の写真を全てカラーで提出してください。

提出が必要な要部写真	
ア	E V急速充電設備の充電スペース全景写真
イ	E V急速充電設備の本体の設置場所（別体の課金デバイスや電源部がある場合は、これらの設置場所）の写真
ウ	E V急速充電設備の銘板写真（別体の課金デバイスや電源部がある場合は、これらの銘板写真）
エ	公共用の場合は、案内板の設置場所の写真（公道に面する入り口に設置した場合は、当該公道からの全景写真）
オ	その他、申請した工事項目に該当する要部写真（高圧受変電設備、分電盤、引込開閉器盤、手元開閉器盤、配線・配管、引込柱・建柱、ハンドホール、デマンドコントロール機器、課金デバイス機器、ライン引き、路面表示、屋根、小屋、防護用部材、電灯、造成した充電スペースなど）
カ	県の補助を受けている旨のラッピング等を実施した場合は、その部分が確認できる側面、後部面等の写真

- ・何について撮影した写真であるか判別できるよう、写真には、撮影項目の名称（充電スペース全景、E V急速充電設備の本体、高圧受変電設備、課金デバイス、手元開閉器盤、配線・配管など）を付してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(11) 完成後の図面

完成後の次の図面を提出してください。

提出が必要な設計図面	
ア	完成設置場所見取図
イ	完成電気系統図

- ・設置工事費を申請しない場合は、アの図面のみ提出してください。
- ・経済産業省補助金の記載例（※）にある「記載が必要な内容」が分かるように作成してください。

※「完成設置場所見取図」の記載例

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6-R7/R6-R7_juden_tenpu_jisseki_mitori.pdf

「完成電気系統図」の記載例

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6-R7/R6-R7_juden_jisseki_keitou.pdf

(12) E V急速充電設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書

メーカー名、型式、製造番号（シリアル番号）、保証開始日、発行先（申請者名）が確認できるものを提出してください。

- ・別体の課金デバイスがある場合で、E V急速充電設備の本体と別々に保証される場合は、当該課金デバイスの保証書も提出してください。
- ・メーカーが認めた第三者の発行する保証書を提出する場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限ります。

(13) 国の補助金の交付決定通知書の写し

経済産業省補助金などの国の補助金等を受ける場合で、交付申請時に提出していないときは、提出してください。

(14) その他知事が必要と認める書類

必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

- 「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にてE V急速充電設備を整備した場合で、補助対象経費として「特別措置に基づく受電工事費」や「電力会社立会・協議費」を申請したときは、電力会社が発行した領収書又は支払ったことを証する振込証明書（※）を提出してください。

※ 支払ったことを証する振込証明書については、インターネット等による振込の場合は金融機関発行の支払完了を証する書類を提出し、WEB取引の場合は送金が完了したことを示す照会画面等の写しを提出してください。

8－4 実績報告に当たっての留意事項

- ・実績報告書類一式を控えとして保管してください。
- ・提出された実績報告書類の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正する場合があります。

9 補助金の交付

実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定した後、指定の口座に補助金を振り込みます。

- ・ 交付決定時と金額が異なる場合は、その旨の通知をします。
- ・ 交付決定時から金額に変更がない場合は、通知はしません。
銀行口座で入金を確認してください。

9－1 補助対象設備の管理

補助金の交付を受けた方は、次の点に留意してください。

ア 補助事業により設置した設備については、財産処分制限期間（５年）内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」といいます。）する場合には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられることがあります。

イ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

ウ 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

- ・ 個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- ・ 法人又は地方公共団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

9－2 補助対象設備の処分

財産処分制限期間（５年）内にＥＶ急速充電設備を処分する場合は、必ず事前に次の書類を提出してください。

財産処分制限期間内に設備を処分する場合に提出が必要な書類

神奈川県ＥＶ急速充電設備整備費補助金財産処分承認申請書（別表２第12号様式）

※ 知事の承認を得たうえで処分した場合であっても、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられることがあります。

9-3 補助対象設備の広報

補助事業により整備したE V急速充電設備について、プレスリリース等により対外的に発信する場合は、神奈川県補助を受けている旨を示してください。

《例》

- ・このE V急速充電設備は、令和7年度神奈川県E V急速充電設備整備費補助金の補助を受けて整備しました。
- ・令和7年度神奈川県E V急速充電設備整備費補助金

10 問合せ先

神奈川県脱炭素戦略本部室補助金審査事務局

E V急速充電設備整備費補助担当

電話 050-3852-1017

受付期間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

8:45～17:00（12:00～13:00 は除く。）

※神奈川県がキャリアリンク株式会社に審査事務等の一部を委託しています。

県の補助を受けている旨のラッピング等を実施する場合について

県の補助を受けている旨が分かるものであれば、デザイン・工法は問いません。

また、場所（側面、後部面）、数（１か所以上）も問いません。

なお、文字サイズは利用者が視認できる程度を目安としてください。

※テキストのみのラッピング等の場合、利用許諾に係る申請は不要です。

《例》

テキストのみ	
この設備は、令和７年度神奈川県ＥＶ急速充電設備整備費補助金の補助を受けています。	令和７年度神奈川県ＥＶ急速充電設備整備費補助金
かながわキンタロウを使用	Kanagawa-Kenを使用
 この設備は、令和７年度神奈川県ＥＶ急速充電設備整備費補助金の補助を受けています。	 この設備は、令和７年度神奈川県ＥＶ急速充電設備整備費補助金の補助を受けています。

利用許諾期間

- ・かながわキンタロウ 最長２年
- ・Kanagawa-Ken ６か月又は年度末まで

※ 利用許諾期間の更新を希望する場合は、再度申請して許諾を得る必要があります。

利用方法等

- ・かながわキンタロウや Kanagawa-Ken の使用を希望する場合は、利用に関する要綱等を確認のうえ、交付申請時に下記の書類を併せて提出してください。

- (１) 著作権等利用許諾申請書
- (２) 利用計画等必要事項記入書
- (３) 会社概要等

- ・利用に関する要綱等

■「県PRキャラクターかながわキンタロウ」イラストの利用について

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ie2/chara/02kintaro.html>

■神奈川県認証ロゴ「Kanagawa-Ken」の利用について

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ie2/kanagawa-ken.html>